

## 町営住宅 下泉団地（仮称） 液化石油ガス供給協定書（案）

石川町長 加納 武夫（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（L P ガスの供給）

- 第1条 甲は、町営住宅 下泉団地（仮称）：石川町字下泉地内（以下「団地」という。）のL P ガス供給事業者として乙を指定する。
- 2 乙は、甲が所有する団地にL P ガスの貯蔵設備、導管及びその付属設備（以下「供給設備」という。）を設置し、当該団地の入居者にL P ガスを供給するものとする。
- 3 第2項の規定による供給設備の設置及び維持管理に係る費用は、乙の負担とする。

（法令の遵守）

- 第2条 乙は、L P ガスの供給に当たっては、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律（昭和42年法律第149号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令（以下「ガス事業法等」という。）に基づき、安全かつ安定的な供給に努めなければならない。

（協定期間）

- 第3条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。
- 2 前項の期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（管理）

- 第4条 乙は、L P ガスの発生設備及び供給設備の維持管理に責任を負うものとする。
- 2 乙は、L P ガス取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び非常時の配置表を定め、甲に通知するものとする。
- 3 乙は、団地の各戸にL P ガスのメーターを設置し、保有するものとする。
- 4 乙は、甲が行うL P ガス供給の保安管理上必要な指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が設置した屋内L P ガス設備について、ガス事業法等に基づく検査及び調査を行うものとする。

6 乙は、団地の入居者に、LPガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

(ガス料金)

第5条 LPガスの料金(以下「ガス料金」という。)は、乙が市場価格を超えない範囲で、複数の需要群に区分し、当該区分ごとに基本料金(ガスの販売量にかかわらず支払いを受けるべき料金をいう。)及び従量料金(ガスの販売量に応じて支払いを受けるべき料金をいう。)を適切に組み合わせ協定で、甲の書面による承諾を受けた額とする。

2 乙は、原料価格の著しい変動等により、ガス料金が不相当となった時は、甲の同意を得たうえでガス料金の調整を行うことができる。

3 ガス料金は、乙の責任において、毎月一度各戸ごとに徴収するものとする。

4 乙は、ガス料金の徴収の前に、あらかじめ甲の同意を得て、料金早見表を作成し、団地の入居者に配付するものとする。ガス料金を調整しようとするときも同様とする。

(権利義務の譲渡などの制限)

第6条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(協定の解除等)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(1)乙が、この協定に違反したとき。

(2)乙が、この協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3)LPガスの供給につき、乙に不正の行為があったとき。

(4)乙が、正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。

(5)甲が、公用、公共用又は公共事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 前項各号の場合において、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

3 第1項各号の規定によりこの協定が解除されたときは、乙は、速やかに供給設備を撤去しなければならない。

(通知事項)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、甲にその旨を通知しなければならない。

(1)営業を廃止し、又は休止しようとするとき。

(2)組織を変更しようとするとき。

(3)販売所を移転しようとするとき。

(4)商号若しくは名称を変更したとき又は法人の代表者若しくは取扱責任者に異動があったとき。

(5)非常時の配置表の内容に変更を生じたとき。

(6)ガス事業法等に基づく簡易ガス事業の許可又はL P ガス販売業者の登録が取り消されたとき。

(事故報告)

第9条 乙は、団地内においてL P ガスに起因する事故が発生したときは、速やかにその原因を調査し、甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、団地内においてL P ガスに起因する事故が発生し、その責めに帰すべき事由により甲又は団地の入居者若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の効力等)

第11条 この協定は、第8条第1項各号の規定に基づき協定が解除される場合において、甲が他の供給事業者とL P ガス供給の協定を締結するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4  
石川町長 加納 武夫

乙